

昭和四十七年政令第四百三十七号

石油パイプライン事業法施行令

内閣は、石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）第二条第一項及び第二項、第三十三條、第三十四條第七項並びに附則第四條の規定に基づき、この政令を制定する。

（政令で定める炭化水素油）

第一条 石油パイプライン事業法（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める炭化水素油は、原油、揮発油、灯油、軽油及び重油とする。

（石油パイプラインから除かれる施設）

第二条 法第二条第二項の政令で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に規定する港湾区域及び臨港地区並びにこれらの境界外一キロメートル以内の水域及び陸域に設置される石油荷役施設及び船舶給油施設
- 二 飛行場並びにその境界外一キロメートル以内の水域及び陸域に設置される航空機給油施設
- 三 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）に規定する漁港の区域並びにその境界外一キロメートル以内の水域及び陸域に設置される漁船給油施設
- 四 石油輸送を行なう施設であつて、当該施設に属する導管（法第五条第二項第二号イの主務省令で定める導管をいう。以下同じ。）の延長（導管の起点又は終点が二以上ある場合にあっては、任意の起点から任意の終点までの導管の延長のうち最大のもの）が十五キロメートル以下であるもの

（手数料）

第三条 法第十六条第一項若しくは第四項、第十八条第一項又は第十九条第二項の検査を受けようとする者が法第三十三條の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第一の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める金額（電子申請等（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う同法第三条第八号に規定する申請等をいう。以下同じ。）による場合にあっては、同表の下欄に定める金額）とする。

2 法第二十九條の検査を受けようとする者が法第三十三條の規定により納付しなければならない手数料の額は、別表第二の上欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に定める金額（電子申請等による場合にあっては、同表の下欄に定める金額）とする。

（損失補償の裁決申請手続）

第四条 法第三十四條第七項の規定により、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四條第二項の規定による裁決を申請しようとする者は、主務省令で定める様式に従い、次に掲げる事項を記載した裁決申請書を収用委員会に提出しなければならない。

- 一 裁決申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 二 相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 三 損失の事実
- 四 損失の補償の見積り及びその内容
- 五 協議の経過

附 則 抄

（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（昭和四十七年十二月二十五日）から施行する。

（新東京国際空港公団が行なう石油パイプライン事業に係る経過措置）

2 法の施行前に新東京国際空港公団法（昭和四十年法律第百十五号）第二十六條の規定による運輸大臣の認可を受けた事業計画に基づく石油パイプラインに関する工事に係る事業用施設について、新東京国際空港公団が法の施行の日から一月以内に法第五条第二項第二号から第四号までに掲げる事項を運輸大臣に届け出たときは、新東京国際空港公団は、当該事業用施設により行なう石油パイプライン事業について、法の施行の日に同条第一項の許可を受けたものとみなす。

附 則 （昭和五十九年四月一七政令第一〇五号）

この政令は、昭和五十九年四月二十日から施行する。

附 則 （昭和六二年六月五政令第二〇一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成元年三月二二政令第六〇号）

この政令は、平成元年四月一日から施行する。

附 則 （平成三年三月二五政令第五〇号）

この政令は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 （平成六年三月二四政令第七六号）

この政令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 （平成九年三月二四政令第六五号）

この政令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 （平成一二年三月二四政令第九七号）

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成一四年三月二五政令第六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則 （平成一六年三月二四政令第五七号） 抄

この政令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

附 則 （令和元年一二月一三政令第一八三号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（次条において「改正法」という。）の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。

附 則 （令和五年一〇月一八政令第三〇四号）

この政令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

別表第一（第三条関係）

区分	金額	電子申請等による場合における金額
一 導管及びその附属設備について検査を受けようとするとき。		
イ 導管の延長が百キロメートル以下であるとき。	五十二万六千三百円	五十一万六千四百円
ロ 導管の延長が百キロメートルを超えるとき。	五十二万六千三百円に導管の延長が百キロメートルを超える百キロメートル又はその端数を増すごとに三十万九千九百円を加算した額	五十一万六千四百円に導管の延長が百キロメートルを超える百キロメートル又はその端数を増すごとに三十万九千九百円を加算した額
二 導管以外の工作物及びその附属設備について検査を受けようとするとき。		
イ 設置の場所が一であるとき。	五十二万六千三百円	五十一万六千四百円
ロ 設置の場所が二以上であるとき。	五十二万六千三百円に設置の場所一を増すごとに三十万九千九百円を加算した額	五十一万六千四百円に設置の場所一を増すごとに三十万九千九百円を加算した額

別表第二（第三条関係）

区分	金額	電子申請等による場合における金額
一 導管の延長が百キロメートル以下である事業用施設について検査を受けようとするとき。	五十二万六千三百円	五十一万六千四百円
二 導管の延長が百キロメートルを超える事業用施設について検査を受けようとするとき。	五十二万六千三百円に導管の延長が百キロメートルを超える百キロメートル又はその端数を増すごとに三十万九千九百円を加算した額	五十一万六千四百円に導管の延長が百キロメートルを超える百キロメートル又はその端数を増すごとに三十万九千九百円を加算した額